

徳 障 交 第 1 9 号
平成25年10月22日

利 用 者 各 位

徳島県立障害者交流プラザ館長

利用許可申請書の提出時期の拡大について

(公共施設予約システムによる予約も同様に拡大)

日頃は、徳島県立障害者交流プラザをご利用いただき誠にありがとうございます。
この度、利用者の利便性向上を図ることを目的に、次のとおり徳島県立障害者交流プラザ管理規則の一部が改正され、利用許可申請書の提出時期（公共施設予約システムによる予約も同様）が拡大されることとなりました。
ついては、申請時期にご注意いただきますとともに、引き続きご利用を賜りますようお願い申し上げます。

1 改正内容

区 分	現 状	改正内容
障害者等	6 か月前から	1 年前から
障害者等以外の方	3 か月前から	6 か月前から

2 実施日

平成25年12月3日（火）から

3 予約に関するお願い

研修室等の予約において、仮押さえ的な予約や一行事に対して複数日の予約を行う等、他の利用を阻害する行為がないようお願い申し上げます。（利用許可の制限や取り消しを行うことがあります。）

【問い合わせ先】
徳島県立障害者交流プラザ
担当：加賀見、賀好、井原
電 話 088-631-1000
FAX 088-631-1300